

節税保険「抜け道」ふさぐ

経営者向け 国税庁が追加対応へ

国税庁は6月末にも、経営者向け保険の課税手法を追加で見直す方向で調整に入った。2019

年にも節税を前提にした保険として課税対象に見直していたが、それでも解約返戻金を低く抑えた種類の保険で節税が広がっていた。国税庁と生保業界のいたちごっこが続いている。

方向だ。介護保険金を通じた節税手法への対応も明確化する方針だ。

経営者向け保険の中には、保険に加入した初期の解約時の返戻金を抑えた商品がある。低い返戻金で会社から経営者に保険の名義を移し替える際

の課税額を抑え、経営者は返戻金が増加した後には解約して節税効果を得る手法が広がっていたとされる。

新たな課税手法では解約返戻金が保険料の支払額などから算出される保険の資産計上額の一定割合を下回る場合に資産計上額で課税額を算出する方針だ。19年以降の契約が対象になる見通し。経営者は名義変更時の課税額が増え、節税が困難になる。

国税庁は2019年に損金算入できる保険料の範囲を制限していた。これにより、生保各社が一斉に同保険の販売を停止する事態に追い込まれていた。

新たな課税手法では解約返戻金が保険料の支払額などから算出される保険の資産計上額の一定割合を下回る場合に資産計上額で課税額を算出する方針だ。19年以降の契約が対象になる見通し。経営者は名義変更時の課税額が増え、節税が困難になる。

17日にも詳細を説明する

17日にも詳細を説明する

17日にも詳細を説明する